７－２　（略）

（略）
備考 １　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はdB(A)とする。 ２・３　（略）

・附属書第３（第14条関係）

航空機の発動機の排出物（二酸化炭素を除く。）の基準

第２章　航空機の発動機の排出ガスの基準

２－１　ターボジェット又はターボファン発動機を装備した亜音速航空機の発動機の排出ガスの基準は、排出ガスの種類に応じ次に定めるとおりとする。ただし、次のａからｆまでに掲げる発動機については、それぞれａからｆまでに定める基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めたものを除く。

ａ　２－１－１又は２－１－２－１若しくは２－１－２－２の表に掲げる発動機のうち、その型式について最初の第14条第１項の規定による型式の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国の承認その他の行為（以下「型式の承認等」という。）が1965年１月１日前になされたもの　２－１－１又は２－１－２－１若しくは２－１－２－２の基準

ｂ・ｃ　（略）

ｄ　２－１－２－２の表に掲げる発動機のうち、当該型式の最初の発動機が1996年１月１日前に製造され、かつ、当該発動機が2000年１月１日以後の一定の期間内又は2013年１月１日以後の一定の期間内に製造されたもの及び当該型式の最初の発動機が1996年１月１日以後2008年１月１日前に製造され、かつ、当該発動機が2013年１月１日以後の一定の期間内に製造されたもの　２－１－２－２の基準

ｅ　２－１－２－３の表に掲げる発動機のうち2020年１月１日以後の一定の期間内に製造されたもの　２－１－２－３の基準（不揮発性粒子状物質重量濃度に係る部分に限る。）

ｆ　２－１－２－３の表に掲げる発動機のうち、その型式について最初の型式の承認等の申請の受理等が2023年１月１日前になされ、かつ、当該発動機が2023年１月１日以後の一定の期間内に製造されたもの　２－１－２－３の基準（不揮発性粒子状物質量及び不揮発性粒子状物質粒子数に係る部分に限る。）

２－１－１　煤煙

	（略）
1983年１月１日以後に製造された発動機（定格推力が26.7kNを超える発動機であつて2023年１月１日以後に製造されたものを除く。）	（略）
（略）	

７－２　（略）

（略）
備考 １　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はSELdBとする。 ２・３　（略）

・附属書第３（第14条関係）

航空機の発動機の排出物（二酸化炭素を除く。）の基準

第２章　航空機の発動機の排出ガスの基準

２－１　ターボジェット又はターボファン発動機を装備した亜音速航空機の発動機の排出ガスの基準は、排出ガスの種類に応じ次に定めるとおりとする。ただし、次のａからｄまでに掲げる発動機については、それぞれａからｄまでに定める基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めたものを除く。

ａ　２－１－１又は２－１－２－１若しくは２－１－２－２の表に掲げる発動機のうち、その型式について最初の第14条第１項の規定による型式の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国の承認その他の行為が1965年１月１日前になされたもの　２－１－１又は２－１－２－１若しくは２－１－２－２の基準

ｂ・ｃ　（略）

ｄ　２－１－２－２に掲げる発動機のうち、当該型式の最初の発動機が1996年１月１日前に製造され、かつ、当該発動機が2000年１月１日以後の一定の期間内又は2013年１月１日以後の一定の期間内に製造されたもの及び当該型式の最初の発動機が1996年１月１日以後2008年１月１日前に製造され、かつ、当該発動機が2013年１月１日以後の一定の期間内に製造されたもの　２－１－２－２の基準

（新設）

（新設）

２－１－１　煤煙

	（略）
1983年１月１日以後に製造された発動機	（略）
（略）	